

蒲郡市東港地区まちづくり協議会設置要綱

(設置)

第1条 蒲郡市東港地区まちづくりビジョンに基づいたまちづくりの推進を図るため、専門的知見及び地域の意見を踏まえて、市に対して提言又は助言を行う蒲郡市東港地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 協議会は、東港地区のまちづくり計画等を検討する受託者や関係行政機関等で構成するデザイン会議から提案される内容等について、市に対して、様々な観点から意見を述べ、提言又は助言を行う。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命した者をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等の代表者又はその指名する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員が代理人にその権限を委任した場合には、代理人を出席委員とみなす。
- 3 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより円滑な議事運営に支障が生じると認められる内容については、非公開で行うもの

とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、建設部東港地区開発推進室に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年 1月15日から施行する。